



2017年9月11日

各位

会社名 日本郵政株式会社
代表者名 取締役兼代表執行役社長 長門 正貢
(コード番号: 6178 東証第一部)
問合せ先 IR室 (TEL. 03-3504-4245)

株式売出しに関するお知らせ

2017年9月11日開催の当社取締役会において、当社普通株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式売出し (引受人の買取引受けによる売出し)

- (1) 売 出 株 式 の 下 記①ないし③の合計による当社普通株式 929,169,900 株
- 種 類 及 び 数 ①下記(4)①に記載の国内における引受人の買取引受けによる売出しの対象株式として当社普通株式 731,150,100 株
- ②下記(4)②に記載の海外における引受人の買取引受けによる売出しの対象株式として当社普通株式 182,787,500 株
- ③下記(4)②に記載の海外における追加売出しの対象株式の上限として当社普通株式 15,232,300 株

なお、上記①及び②の合計である国内における引受人の買取引受けによる売出し及び海外における引受人の買取引受けによる売出しの総売出株式数は913,937,600株であり、上記①及び②に記載の各株式数を目処に売出しが行われるが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、下記(3)に記載の売出価格等決定日に決定される。

また、上記③に記載の海外における追加売出しの売出株式数は上限の売出株式数であり、海外における引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等により減少し、又は海外における追加売出しそのものが全く行われない場合がある。海外における追加売出しが行われる場合、野村証券株式会社が下記(5)に記載の申込期間の初日に安定操作取引によって取得し、かつ申込期間の末日の取引終了時点において保有している株式(以下

注意事項:

この文書は、当社普通株式の売出しについて一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

「安定操作取引取得株式」という。)のうち、当該株式の数から下記「2. 株式売出し(国内における売出人及び主幹事会社による追加売出し)」に記載の国内における主幹事会社による追加売出しの株式数を控除した株式数については、海外における追加売出しに充当される。ただし、安定操作取引取得株式の数が僅少である等の理由により安定操作取引取得株式につき海外における追加売出しに充当する必要がない場合において、売出人及び下記(4)②に記載の海外引受人が別段の合意をした場合には、海外における追加売出しに充当されない場合がある。

(2) 売 出 人 財務大臣

(3) 売 出 価 格 未定

日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、下記仮条件により需要状況等を勘案した上で、2017年9月25日(月)から2017年9月27日(水)までの間のいずれかの日(以下「売出価格等決定日」という。)に決定される。

仮条件は以下のとおりとする。

- ①売出価格等決定日が2017年9月25日(月)の場合は、売出価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)
- ②売出価格等決定日が2017年9月26日(火)の場合は、売出価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)から予想中間配当金額相当額25円を控除した金額に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)
- ③売出価格等決定日が2017年9月27日(水)の場合は、売出価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)から予想中間配当金額相当額25円を控除した金額)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)

(4) 売 出 方 法 国内及び海外における同時売出しとする。

①国内における引受人の買取引受けによる売出し
売出価格での一般向け国内売出し(以下「国内における引受人の買取引受けによる売出し」という。)とし、大和証券株式会社、野村証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、みずほ証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券

注意事項:

この文書は、当社普通株式の売出しについて一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

株式会社を主幹事会社とする引受人（以下「国内引受人」と総称する。）に、国内における引受人の買取引受けによる売出しに係る全株式を売出価格と同額で総額連帯買取引受けさせる。

②海外売出し

売出価格での海外市場（ただし、米国においては 1933 年米国証券法に基づくルール 144A に従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）における売出し（以下「海外における引受人の買取引受けによる売出し」という。）とし、Nomura International plc、Goldman Sachs International、Daiwa Capital Markets Europe Limited 及び Merrill Lynch International を共同主幹事引受会社兼ジョイント・ブックランナーとする引受人（以下「海外引受人」と総称する。）に、海外における引受人の買取引受けによる売出しに係る全株式を売出価格と同額で総額連帯買取引受けさせる。また、海外における引受人の買取引受けによる売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、海外市場における当社普通株式の追加売出し（以下「海外における追加売出し」といい、海外における引受人の買取引受けによる売出しと併せて、以下「海外売出し」と総称する。）が行われる場合がある。

国内における引受人の買取引受けによる売出し、海外売出し並びに下記「2. 株式売出し（国内における売出人及び主幹事会社による追加売出し）」に記載の国内における売出人及び主幹事会社による追加売出し（これらを併せて、以下「グローバル・オフアリング」と総称する。）のジョイント・グローバル・コーディネーターは、大和証券株式会社、野村證券株式会社及びゴールドマン・サックス証券株式会社とする。

- (5) 申 込 期 間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
(国 内)
- (6) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (7) 申 込 証 拠 金 1 株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 受 渡 期 日 売出価格等決定日の 4 営業日後の日とする。
- (9) 引 受 人 の 対 価 売出人（財務大臣）は、引受人に対して、売出価格等決定日に締結される予定の日本郵政株式会社株式売出し引受契約証書及び International Purchase Agreement において定められる方法に従い引受手数料を支払う。
- (10) 売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項の承認については、当社代表執行役社長に一任する。
- (11) 国内における引受人の買取引受けによる売出しが中止された場合には、海外における引受人の買取引受けによる売出しも中止されることがある。また、海外における引受人の買取引受けによる売出しが中止された場合には、国内における引受人の買取引受けによる売出しも中止されることがある。

注意事項：

この文書は、当社普通株式の売出しについて一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

2. 株式売出し（国内における売出人及び主幹事会社による追加売出し）（下記<ご参考> 2. を参照のこと。）

- | | |
|----------------------------|--|
| (1) 売 出 株 式 の
種 類 及 び 数 | 当社普通株式 60,929,200 株
（上記売出株式数は上限を示したものであり、国内における引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等により減少し、又は国内における売出人及び主幹事会社による追加売出しそのものが全く行われない場合がある。なお、国内における売出人及び主幹事会社による追加売出しの売出株式数は、国内における引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。国内における売出人及び主幹事会社による追加売出しが行われる場合、国内における主幹事会社による追加売出しは、安定操作取引取得株式のうち、当該株式の数に国内売出比率（国内売出しに係る株式数の国内売出し及び海外売出しに係る株式数に対する比率）を乗じた株式数（ただし、100株未満は切り捨てる。）について行われ、当該株式数は、下記（5）に記載の申込期間の末日に確定する予定である。ただし、安定操作取引取得株式の数が僅少である等の理由により安定操作取引取得株式につき国内における主幹事会社による追加売出しを行う必要がない場合において、売出人（財務大臣）及び国内における引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社が別段の合意をした場合には、国内における主幹事会社による追加売出しの売出株式数が上記の算式に基づく株式数より減少し、又は国内における主幹事会社による追加売出しそのものが全く行われない場合がある。また、国内における売出人（財務大臣）による追加売出しは、需要状況等を勘案し、売出価格等決定日に決定される国内における売出人及び主幹事会社による追加売出しの売出株式数から、国内における主幹事会社による追加売出しの売出株式数を控除した株式数について行われる。） |
| (2) 売 出 人 | 財務大臣
野村證券株式会社 |
| (3) 売 出 価 格 | 未定（売出価格等決定日に決定される。なお、売出価格は国内における引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一とする。） |
| (4) 売 出 方 法 | 国内における引受人の買取引受けによる売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、売出人（財務大臣）及び野村證券株式会社が、60,929,200株を上限として当社普通株式の日本国内における追加売出しを行う。 |
| (5) 申 込 期 間
(国 内) | 国内における引受人の買取引受けによる売出しにおける申込期間と同一である。 |
| (6) 申 込 株 数 単 位 | 100株 |

注意事項：

この文書は、当社普通株式の売出しについて一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 受 渡 期 日 国内における引受人の買取引受けによる売出しにおける受渡期日と同一である。
- (9) 引 受 人 の 対 価 売出人（財務大臣）は、引受人に対して、売出価格等決定日に締結される予定の日本郵政株式会社株式売出し引受契約証書において定められる方法に従い引受手数料を支払う。
- (10) 売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項の承認については、当社代表執行役社長に一任する。
- (11) 国内における引受人の買取引受けによる売出しが中止された場合には、国内における売出人及び主幹事会社による追加売出しも中止される。

<ご参考>

1. 株式売出しの目的

当社の株式については、郵政民営化法に基づき、政府は、保有義務のある株式を除き、できる限り早期に処分するものとされており、また、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法に基づき、平成34年度までの売却収入については、復興財源に充てることとされているため、当社としても、両法の趣旨に沿うものとして、本株式売出しの実施について決議いたしました。

2. 国内における売出人及び主幹事会社による追加売出し等について

国内における売出人及び主幹事会社による追加売出しは、国内における引受人の買取引受けによる売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、財務大臣及び国内における引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社の1社である野村證券株式会社により行われる60,929,200株を上限とする当社普通株式の日本国内における売出しであります。国内における売出人及び主幹事会社による追加売出しの売出株式数は60,929,200株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況等により減少し、又は国内における売出人及び主幹事会社による追加売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、国内における売出人及び主幹事会社による追加売出しが行われる場合、国内における主幹事会社による追加売出し及び国内における売出人（財務大臣）による追加売出しの各売出株式数は、当該売出しにおける申込期間の末日に確定する予定であります。

3. ロックアップについて

グローバル・オフERINGに関連して、売出人である財務大臣は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、売出価格等決定日からグローバル・オフERINGに係る受渡期日後180日目の日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普

注意事項：

この文書は、当社普通株式の売出しについて一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

通株式等の譲渡又は処分等（ただし、国内における引受人の買取引受けによる売出し、国内における売出人（財務大臣）による追加売出し、海外売出し及び当社による自己株式の取得に応じた当社普通株式の売却又は譲渡等を除く。）を行わない旨を合意しております。

また、当社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式等の発行等（ただし、株式分割等を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターはロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

以 上

注意事項：

この文書は、当社普通株式の売出しについて一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。